



管理者、役員、経営者向け

ハラスメントの基礎知識と防止策

貴重な人材の離職やメンタルヘルスの不調を防ぐために

研修目的

- (1) パワハラ・セクハラ・マタハラを正しく理解する
- (2) ハラスメントの原因にアプローチし、予防・解決策を学ぶ
- (3) トラブル事例の解決法を検討する

日時 2020年11月26日(木)
9:30~16:30

会場 京都経済センター(京都市下京区四条通室町東入)
※阪急「烏丸駅」、地下鉄「四条駅」下車すぐ 26番出口直結

受講料 京都商工会議所会員 19,800円税別
一般 29,700円税別

講師

野口&パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士
野口&パートナーズ・コンサルティング株式会社 チーフコンサルタント
大浦 綾子氏



2003年京都大学法学部卒。経営法曹会議員。2004年より法律事務所にて勤務の後、2009年からの2年間は米国留学と外資系企業における企業内弁護士(人事部担当)を経験。企業経営者側の立場で、労務問題をはじめとする数多くの案件で、予防法務・紛争解決を担当。豊富な知識をもとにした、きめ細やかな実務的アドバイスで高い評価を得ている。

1. ハラスメントをめぐる現状

- (1) 無くなるハラスメント
- (2) 法規制の現状
- (3) ハラスメント問題発生の際の法的リスク
- (4) 企業がとるべき措置

2. パワー・ハラスメント

- (1) どんな言動がハラスメントに当たるのか?
- (2) 注意・指導とハラスメントの区別
- (3) パワハラ「クレーム」へ適切に対応するには?
- (4) 効果的な研修は?
- (5) 相談窓口の制度設計は?

3. いわゆるマタニティ・ハラスメント

- (1) どんな言動がハラスメントに当たるのか?

- (2) 「同僚」の悪気ない発言もハラスメント?
- (3) 制度利用者側の行動がハラスメントの原因に?
- (4) 育休等の制度を知ることが重要
- (5) 制度利用者の評価の在り方を知ることが重要
- (6) 効果的な研修は?

4. セクシュアル・ハラスメント

- (1) 最近の最高裁判決からみるセクハラ「縮図」
- (2) セクハラ相談が0件の職場は安全か?
- (3) 嫌がっていないという思い込みが危ない
- (4) 同性ばかりの場でセクハラはない?
- (5) LGBT対応はどのように?
- (6) 相談担当者の無神経な発言が問題
- (7) 効果的な研修は?

お申込み・お問合せ／京都商工会議所 会員部 研修事業課

webサイトからお申込み下さい。

▶ で (URL: <http://www.kyo.or.jp/jinzai/>)

※FAXでお申込みされる場合は、本冊子内の「申込用紙」をご利用ください。

ご不明な点等ございましたら下記までお問合せ下さい。

▶ TEL: 075-341-9762

▶ e-mail: jinzai@kyo.or.jp

▶ 所在地: 〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入



お申込み後、セミナー1週間前までに下記口座にお振込み下さい。振込手数料はご負担頂きますようお願い致します。

お振込は申込会社名もしくは受講者名にてお願い致します。

▶ 京都銀行 本店営業部
(普) No.5017759
口座名: 京都商工会議所
研修口

京商ビジネススクール申込用紙



FAX でのお申込の場合

セミナー名		開催日	月 日
会社名		事業内容	
		TEL	— —
		FAX	— —
所在地	〒	受講料	円 × 名分
		振込日	月 日
申込責任者		請求書 (〇印)	要 ・ 不要 ※下記 e-mail アドレス宛に送付致します
所属(役職名)		e-mail	
受講者名 (ふりがな)	年齢	所属部署名 (役職名)	e-mail
	歳		
	歳		
	歳		
	歳		
	歳		

※本紙は、FAX 専用お申込用紙です。複数の研修をお申込される場合は本紙をコピーしてご利用ください。

※①ご記入頂きました個人情報、本事業の管理・運営のため、本所の各種連絡・情報提供に利用させて頂くほか、講師及び講師所属企業に受講者名簿（企業・団体名、部署名、役職名、氏名、事業内容）として提供する場合がございます。

②本所 又は 報道機関等によって撮影された写真が本所広報物や新聞・テレビ等の媒体及び関連ホームページ等で公開されることがありますので予めご了承ください。

③セミナー中の個人による撮影・録音等は固くお断りいたします。

★下記宛に FAX にてお申込ください。



京都商工会議所 会員部 研修事業課 宛

075-341-9795